

平成23年6月30日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行**外貨建個人年金保険「安心たいこ判(米ドル・ユーロ・豪ドル)」の一部商品改定について**

りそなグループのりそな銀行(社長 岩田 直樹)、埼玉りそな銀行(社長 上條 正仁)、近畿大阪銀行(社長 池田 博之)は、平成23年7月1日より、現在取扱中の第一フロンティア生命保険株式会社の通貨指定型個人年金保険「安心たいこ判(米ドル・ユーロ・豪ドル)」に、「デイリーターゲット」タイプを追加いたします。

本商品は、外貨建資産で運用する個人年金保険として取扱をしておりますが、従来の「ベーシック」タイプに加えて「デイリーターゲット」タイプを追加してバージョンアップし、運用成果が目標値に到達した場合には、運用成果を円貨ベースで確定させたいというニーズにもお応えすることが可能になります。主な特徴は、以下のとおりです。

■ 「デイリーターゲット」タイプの特徴

- 契約日から1年経過以後、運用期間満了日の2か月前までを判定期間とし、解約返還金の円換算額が目標値に到達しているかを、第一フロンティア生命が判定します。判定期間中は毎日判定を行います。
- ご契約時に円換算の目標値(110%~200%(10%刻み))を設定していただきます。目標値に到達した場合、運用成果を円貨で確定させ、自動的に円貨建の年金保険に移行します。移行後、解約返還金額(積立金額と同額)は経過に応じて逡増します。

- ※ デイリーターゲットとは、契約時に「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加した場合の名称です。
- ※ 判定期間を通じ、目標値に到達しなかった場合には、運用期間満了時まで指定通貨による運用が継続します。
- ※ 目標値に到達し、円貨建の年金保険に移行した場合は、積立利率保証期間の更新(延長)の取扱いはありません。
- ※ 解約返還金の円換算額は市場価格調整、為替変動により増減します。

■ 本商品の特徴

1. ご契約時に3つの通貨からひとつお選びいただけます。
 - 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
2. ご契約時に適用される積立利率で、契約通貨ベースで着実に積立金額をふやせます。
 - 運用期間満了時の外貨建年金原資額や死亡給付金額が外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。
- ※ 円換算した年金原資額などが、ご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
3. お客様のニーズにあわせて、お受取方法をお選びいただけます。
 - 年金または一時金でお受け取りいただけます。

りそなグループでは、今後ともお客様の多様化するニーズに幅広くお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んで参ります。

以上

■ご契約のお取扱い（平成23年7月現在）

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>米ドル</td> <td>ユーロ</td> <td>豪ドル</td> </tr> <tr> <td>ベーシック</td> <td>10,000 米ドル (1 米ドル単位)</td> <td>10,000 ユーロ (1 ユーロ単位)</td> <td>15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)</td> </tr> <tr> <td>デイリーターゲット</td> <td>15,000 米ドル (1 米ドル単位)</td> <td>15,000 ユーロ (1 ユーロ単位)</td> <td>15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)</td> </tr> </table> <p>「保険料円貨入金特約」を付加した場合、150万円(1万円単位) ただし、外貨建の基本保険金額が米ドルは10,000米ドル以上、ユーロは10,000ユーロ以上、豪ドルは15,000豪ドル以上あることが必要です。</p>		米ドル	ユーロ	豪ドル	ベーシック	10,000 米ドル (1 米ドル単位)	10,000 ユーロ (1 ユーロ単位)	15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)	デイリーターゲット	15,000 米ドル (1 米ドル単位)	15,000 ユーロ (1 ユーロ単位)	15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)
		米ドル	ユーロ	豪ドル										
ベーシック	10,000 米ドル (1 米ドル単位)	10,000 ユーロ (1 ユーロ単位)	15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)											
デイリーターゲット	15,000 米ドル (1 米ドル単位)	15,000 ユーロ (1 ユーロ単位)	15,000 豪ドル (1 豪ドル単位)											
最高	<p>5億円相当額※ ※第一フロンティア生命の定める方法で円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。</p>													
積立利率保証期間	<p>3年、5年、6年、10年、(1年※) ※積立利率保証期間1年は、更新時のみ選択可能です。 *ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取扱いできない期間があります。</p>													
契約年齢	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">積立利率保証期間</th> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>0～87歳</td> <td>0～85歳</td> <td>0～84歳</td> <td>0～80歳</td> </tr> </table> <p>*ご契約時における被保険者の満年齢</p>	積立利率保証期間				3年	5年	6年	10年	0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳	
積立利率保証期間														
3年	5年	6年	10年											
0～87歳	0～85歳	0～84歳	0～80歳											
年金種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定年金(3～7年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) ● 死亡時保証金額付終身年金 ● 10年保証期間付終身年金 <p>*年金の支払にかえて、年金原資額を一括で受取ることができる制度(年金原資額の一時払)もあります。</p>													
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標値到達時円貨建年金保険移行特約 ● 保険料円貨入金特約 ● 円貨支払特約 ● 死亡給付金等の年金払特約 													
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、積立利率保証期間更新時は「更新時費用」、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。この他に外貨の取扱いに必要となる費用をご負担いただくことがあります。</p> <p><ご契約時></p> <table border="1"> <tr> <td>契約時費用</td> <td> 基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間 10年)6.0% </td> </tr> </table> <p><積立利率保証期間中> 直接ご負担いただく費用はありません。</p> <p><積立利率保証期間の更新時></p> <table border="1"> <tr> <td>更新時費用</td> <td> 積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間 10年)3.6% </td> </tr> </table>	契約時費用	基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間 10年)6.0%	更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間 10年)3.6%									
契約時費用	基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 3年)2.5% (積立利率保証期間 5年)3.5% (積立利率保証期間 6年)4.0% (積立利率保証期間 10年)6.0%													
更新時費用	積立利率保証期間の更新後の基本保険金額に対して、 (積立利率保証期間 1年)0.2% (積立利率保証期間 3年)1.1% (積立利率保証期間 5年)1.8% (積立利率保証期間 6年)2.1% (積立利率保証期間 10年)3.6%													

＜年金受取期間中＞							
保険関係費用(年金管理費)	受取年金額に対して1.4% (「円貨支払特約」を付加した場合、および「デイリーターゲット」で円貨建の年金保険に移行後、円貨で年金を受取る場合は1.0%。)						
<p>*年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含む)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2011年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。</p> <p>＜保険料を円貨によりお支払いいただく場合などの費用＞ 「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨によりお支払いいただく場合、「円貨支払特約」を付加して外貨建の年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨によりお受け取りになる場合、および「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」を付加して円貨建の年金保険に移行した場合には、下記のとおり[○]の為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。対顧客電信売相場仲値(TTM)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>「保険料円貨入金特約」における為替レート</td> <td>三菱東京UFJ銀行の仲値+50銭</td> </tr> <tr> <td>「円貨支払特約」における為替レート</td> <td>三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭</td> </tr> <tr> <td>「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート</td> <td>三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭</td> </tr> </table> <p>*上記の為替レートは、2011年5月現在の数値であり、将来変更することがあります。</p> <p>＜外貨のお取扱いにかかる費用について＞ 保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客様の負担となります。 *上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。</p>		「保険料円貨入金特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値+50銭	「円貨支払特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭	「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭
「保険料円貨入金特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値+50銭						
「円貨支払特約」における為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭						
「目標値到達時円貨建年金保険移行特約」の目標値判定為替レート	三菱東京UFJ銀行の仲値-50銭						

■本商品についてご確認ください事項

<p>【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この保険は、契約時費用をお支払いいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、ご契約後の一定期間は積立金額が一時払保険料相当額を下回ります。また、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整^(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 ● 繰上げ年金開始をした場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。 <p>(※) 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。</p>
--

<p>【為替リスクについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額、給付金額、解約返還金額など(以下「年金原資額など」といいます。)がご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。為替相場に変動がない場合でも、為替手数料が反映された為替レートには差があるため、お受取時の為替レートで円換算した年金原資額などがご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料相当額を下回る場合があります。
--

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、預金保険制度の対象とはなりません。募集代理店である銀行による元本および利回りの保証はありません。
- ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」と「ご契約のしおり・約款」とを合わせてご覧ください。
- 募集代理店であるりそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■その他の注意事項

- 保険にご契約いただくか否かが、りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行とのお取引に何ら影響を及ぼすことはありません。
- 保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。
- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額、解約払戻金額などが削減されることがあります。
- ご契約いただいた生命保険は、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 取扱保険商品は、クーリング・オフ制度の対象商品です。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、引受保険会社より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

このプレスリリースは、「安心たいこ判(米ドル・ユーロ・豪ドル)」の概要を説明するものです。本商品のご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」などをご覧ください。